

ASC青森セーリングクラブ無線運用要領

(運用)

第1条 ASC所属艇は、電波関係法令を遵守すると共に、本要領に従いマリン無線を運用しなければならない。

(使用周波数)

第2条 ASC所属艇の、常用周波数は27.564キロヘルツとし、非常用周波数は、27.524キロヘルツとする。

(義務運用・通信)

第3条 ASC所属艇は、以下のマリン無線運用を行わなければならない。

- 1 開局 艇を航行させようとする時は、乗船したら直ちに、開局すること。
- 2 開局通知 開局した際は、以下の方法で開局通知を行うこと。
 - (1) (基地局呼び出し)「青森ヨット」「青森ヨット」「青森ヨット」(3回以内)
 - (2) こちらは、「 (自艇コールサイン=艇名) 」
「 (自艇コールサイン=艇名) 」
「 (自艇コールサイン=艇名) 」(3回以内)
 - (3) 呼び出しに基地局が応答した場合
「 (自艇コールサイン=艇名) 」は開局いたしました。おわり。

* 基地局の応答が無い場合は、(1)を以下に変えて再度呼び出す。
「ASC各局」「ASC各局」「ASC各局」(3回以内)

* 基地局・ASC各局とも応答が無い場合は、待ち受け待機とする。
- 3 出航報告 出航する場合は、基地局またはASC各局に以下の報告・通知を行うこと。
 - (1) 艇体、乗員の状況
 - (2) 航行予定(航行海域・目的地・行動予定時間)
- 4 航行中の傍受 航行中は、常に無線機を待ち受け状態とし、自艇の呼び出しあるいは他の交信に注意すること。
- 5 帰着報告 帰港した場合は、基地局またはASC各局に以下の報告・通知を行うこと。
 - (1) 艇体、乗員の状況
- 6 閉局通知 閉局する時は、以下の方法で閉局通知を行うこと。
 - (1) (2)は開局に同じ
 - (3) 「 (自艇コールサイン=艇名) 」はこれで閉局します。さようなら。

(任意通信)

第4条 ASC所属艇は、他の交信の妨げにならない範囲で、自由に交信することができる。